

3-1 経過措置

ガイドライン

- ◆法施行前から保有している個人情報については、法施行時に個人情報の取得行為がなく、法第18条(取得に際しての利用目的の通知等)の規定は適用されない。
- ◆保有個人データに関する事項の本人への周知については、法施行時に法第24条第1項の措置(前ページ参照)を講ずる必要がある。

3-2 ガイドラインの見直し

ガイドライン

- ◆個人情報の保護についての考え方は、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、法の施行後の状況等諸環境の変化を踏まえて毎年見直しを行うよう努めるものとする。

3-3 参考となる事項・規格

ガイドライン

- ◆個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのコンプライアンス・プログラムを策定し、実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。
- ◆なお、その体制の整備に当たっては、日本工業規格 JISQ15001「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」を、個人データの安全管理措置の実施に当たっては、日本工業規格 JISX5070「セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準」及び日本工業規格 JISX5080「情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」等を参考にすることができる。
- ◆また、個人情報取扱事業者は、「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言(いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)」を策定し、ウェブ画面への掲載等により公表することが望ましい。